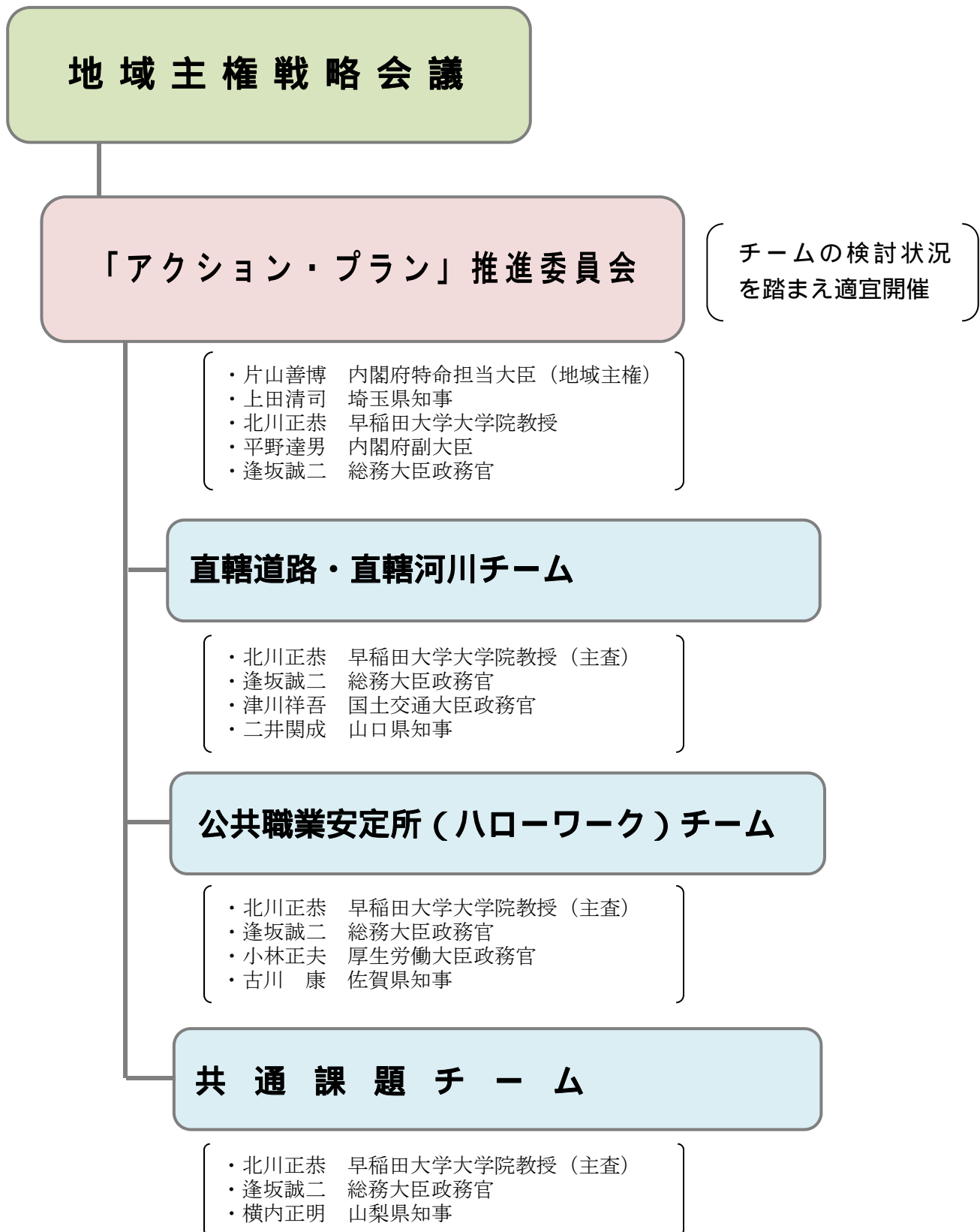


「アクション・プラン」の推進体制



上記のほか、広域的实施体制の枠組み作りについても、委員会で取り上げる。

「アクション・プラン」の推進体制について

〔平成23年1月25日 地域主権戦略会議決定〕

- 1 「アクション・プラン」(平成22年12月28日閣議決定)2(4)及び3(3)に基づき、改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みとして、地域主権戦略会議の下に「アクション・プラン」推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。
- 2 推進委員会の委員長は内閣府特命担当大臣(地域主権推進)とし、推進委員会のその他の構成員は、委員長が指名する。
- 3 (1) 次の表の右欄に掲げる課題を検討するため、推進委員会に左欄に掲げるチームを置き、各チームの主査は、委員長が指名する。

直轄道路・直轄河川チーム	「アクション・プラン」記2(1)及び(2)
公共職業安定所(ハローワーク)チーム	「アクション・プラン」記2(3)
共通課題チーム	「アクション・プラン」記3(1)及び(2)

- (2) チームの構成員その他チームの運営に必要な事項は、主査が定める。

- 4 前各項に掲げるもののほか、推進委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。